

11 就労・雇用

1. ハローワーク（公共職業安定所） **共通**

ハローワーク（公共職業安定所）では、障がい者各人の障がい特性とニーズに応じた、きめ細かな職業相談を行っています。このために公共職業安定所には、障がい者の職業相談、職業紹介を専門的に行う担当者が配置されています。

ハローワーク名	所在地	電話・FAX番号	管轄区域
ハローワーク岐阜	〒500-8719 岐阜市五坪 1-9-1	TEL 058-247-3211 FAX 058-247-7993	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡
ハローワーク大垣	〒503-0893 大垣市藤江町 1-1-8	TEL 0584-73-8609 FAX 0584-73-3556	大垣市 海津市 不破郡 養老郡 安八郡
ハローワーク揖斐	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前 95-1	TEL 0585-22-0149 FAX 0585-22-0153	揖斐郡
ハローワーク多治見	〒507-0037 多治見市音羽町 5-39-1	TEL 0572-22-3381 FAX 0572-24-2174	多治見市 瑞浪市 土岐市 可児市 可児郡
ハローワーク高山	〒506-0055 高山市上岡本町 7-478	TEL 0577-32-1144 FAX 0577-35-0893	高山市 飛騨市 大野郡 下呂市(金山町除く)
ハローワーク恵那	〒509-7203 恵那市長島町正家 1-3-12	TEL 0573-26-1341 FAX 0573-26-2076	恵那市
ハローワーク関	〒501-3803 関市西本郷通 4-6-10	TEL 0575-22-3223 FAX 0575-22-3293	関市 美濃市
ハローワーク岐阜八幡	〒501-4235 郡上市八幡町有坂 1209-2	TEL 0575-65-3108 FAX 0575-65-3107	郡上市
ハローワーク美濃加茂	〒505-0043 美濃加茂市深田町 1-206-9	TEL 0574-25-2178 FAX 0574-25-0494	美濃加茂市 加茂郡 (下呂市のうち金山町)
ハローワーク中津川	〒508-0045 中津川市かやの木町 4-3	TEL 0573-66-1337 FAX 0573-66-8048	中津川市

2. 岐阜障害者職業センター **共通**

障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方などに対し、県内の各公共職業安定所（ハローワーク）との密接な連携の下に、就職のための相談・支援、就職後の定着や復職のための援助等、個々の状況に応じたサービスの提供をしています。

問 岐阜市日光町 6-30 (TEL 058-231-1222 FAX 058-231-1049)
<https://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/gifu/>

- (ア) 就職や職業生活、職場復帰などについて、相談や助言、情報提供を行います。
これまでの経歴や就職の希望などを把握し、必要に応じて各種検査を通じて職業に関する能力等を整理し、働く上での課題や目標、必要な支援について相談します。
- (イ) センター内での作業や講習を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的な労働習慣の体得、自分に合った働き方の検討や職場に必要なコミュニケーションのトレーニング等職業生活に関する知識を習得するための支援を行っています。
・期 間 最長 1 2 週間で個別にカリキュラムを設定して実施します。
- (ウ) 職場に定着できるよう、対象となる障がい者の方や事業所の悩み、様々なニーズに応じて、ジョブコーチが職場に出向き、具体的な支援をします。就職時だけでなく、就職後についても支援を実施します。
・期 間 標準的には 2～3 ヶ月
- (エ) うつ病等の精神疾患により休職している方、その方の復職を考えている事業主の方に対して、主治医等と連携し、職場復帰に向けたコーディネーターやウォーミングアップ支援を行います。
・期 間 標準的には 3 ヶ月程度

※職業センターの利用においては、費用は無料です。(但し、交通費、昼食代等は自己負担)

3. 雇用等支援制度 **共通**

制度	内容	金額等
職場適応訓練	県が事業主に委託し、障がい者の能力に適した作業について6か月(中小企業での訓練や重度障がい者は1年)以内の実地訓練を行う。	委託費(事業主に支給) 1人月 24,000円 (重度障がい者 25,000円) 訓練手当(訓練生に支給)
短期職場適応訓練	実際に従事する予定の仕事を経験し、就業への自信を深めるため、県が事業主に委託して行う職場実習。期間は2週間以内(重度障がい者は4週間以内)	委託費(事業主に支給) 1人1日 960円 (重度障がい者 1,000円) 訓練手当(訓練生に支給)
障がい者委託訓練	県が事業主や民間教育訓練機関等に委託し、障がいに応じた訓練を原則3か月以内で実施する。 ●主な訓練コース ・知識・技能習得訓練コース ・実践能力習得訓練コース ・特別支援学校就職チャレンジコース	委託費(事業主や民間教育訓練機関等に支給) 1人月 上限60,000円(「知識・技能習得訓練コース」で職場実習を行う場合及び、中小企業で実践能力習得訓練コースを実施する場合は、1人月上限90,000円) 訓練手当(訓練生に支給)
障害者トライアル雇用事業	事業主が障がい者をトライアル雇用(試用雇用)の形で受け入れ、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。原則3か月(精神障害のある方は、原則6か月)。実施機関はハローワーク等。	トライアル雇用助成金(トライアル雇用終了後に、事業主に対して支給) 1人月 上限40,000円(精神障害のある方は最初の3ヵ月は月80,000円)等
障がい者チャレンジ就労促進事業	県が県内の障害者就業・生活支援センターに委託し、一般就労に関して不安を持つ障がい者と、障がい者雇用に関して不安を持っている事業主に対して、双方の不安を取り除くため、短期職場実習を行う。実施期間は10日以内。	謝金(事業主に支給) 1人1日 1,000円 手当(実習生に支給) 実習1日につき 1,000円

4. 障害者職業能力開発校 **共通**

校名	所在地等	訓練科目	備考
岐阜県立障がい者職業能力開発校	〒502-8503 岐阜市学園町2丁目33番地 (岐阜県障がい者総合就労支援センター内) TEL 058-201-4511 FAX 058-231-3760	訓練期間1年 ・基礎実務科 ・OAビジネス科 ・Webデザイン科	○受講料は無料 ○通校又は入寮 ○定員は各科10名 ○ハローワークで受講指示を受けて入校した方には、訓練手当等が支給されます。

5. 職親委託 (一部の市町村を除く) **知的**

目的	かなりの作業能力を有しながら雇用が困難な知的障がい者に、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進を図ることを目的とします。
登録	市町村長は職親になることを希望する事業経営者等の私人から職親申請書に基づき、認定登録を行います。
委託	市町村長は、知的障がい者又はその保護者からの職親委託の申込みにより、知的障害者更生相談所の判定に従い委託を決定します。なお、委託期間は原則1年とします。 (更新は妨げない。)

費用の支払	月額30,000円を委託に要する費用として支払います。
-------	-----------------------------

問 市役所又は町村役場

6. 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業 **精神**

対象者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神障害者小規模作業所等へ通っている方
内容	○精神障害者小規模作業所等に通うための鉄道等を利用するために要する経費の1/2を県と市町村が助成します。 ○居住地の市町村窓口到手帳の写しを添付した申込書を提出し、交通費の助成を受けます。

問 市役所又は町村役場

7. 障害者就業・生活支援センター (→10ページ) **共通**

8. 発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業 (→11ページ) **発達**

9. 難病生きがいサポートセンター (→11ページ) **難病**